

アニマルウェルフェアに関する章の改正案(1)

「役用馬のウェルフェア」の新規章案 について

(OIEコードにおける当該章の位置)

第I巻 総則

第7部 アニマルウェルフェア

第7.X章 役用馬のウェルフェア

1

構成(1)

第1条 前文

第2条 適用範囲及び定義

第3条 所掌及び能力

第4条 役用馬のウェルフェアの基準及び測定指標

第5条 勧告

第6条 栄養、給餌及び給水

第7条 収容場所

2

構成（2）

第8条 疾病及び損傷管理

第9条 取り扱い及び駆り立て業務

第10条 行動及び社会的相互作用

第11条 終末期の問題

第12条 適切な労働負荷

第13条 蹄鉄術及び馬具装着

3

適用範囲及び定義

本章は、以下の役用動物に適用する。すなわち、収入源及び家庭内利用（非営利労働）のため、牽引及び運搬に使用される馬、ラバ及びロバである。スポーツ若しくは競技、レジャー乗馬又は研究で使用される馬は、含まれない。

4

役用馬のウェルフェアの基準

1. 行動
2. 罹病率
3. 死亡率
4. 体型
5. 外観
6. 取扱時の反応
7. 管理業務による合併症
8. 跛行(歩様)
9. 労働への適合性

5

栄養

- 役用馬は、必要な栄養の一部を新鮮な生草によって満たす必要がある。このため、所有者及び取扱者は、可能な場合にはいつでも、それが生草をあされるようにし、当該馬が食餌をするのに必要な適切な回数の作業休憩を斟酌するものとする。放牧ができない場合には、刈り取った生草が与えられるものとする。

6

取扱い及び駆り立て業務

- 馬は、常時繋がれる又は足かせを付けられることがないものとする。24時間のうち12時間を超える連続した時間、足かせを付けられることがないものとする。
- 繋がれる場所は、最小半径9メートルはあるものとし、繋ぎ縄をからませるおそれのある障害物がないものとする。

7

適切な労働負荷

- 一日当たり最長6時間労働とし、7日おきに少なくとも丸1日(2日が望ましい)の休息が与えられるものとする。
- 少なくとも2時間おきに休憩が与えられるものとし、新鮮な水を摂取できるものとする。

8